

平成 21 年 6 月 23 日

各 位

東京都港区南青山五丁目 4 番 35 号
株式会社リンク・セオリー・ホールディングス
代表取締役社長 佐々木 力
(コード番号：3373 東証マザーズ)
問合せ先 取締役グループ CFO 大西 秀恵
TEL 03-3407-7502(代表)

定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関する承認決議のお知らせ

当社は、平成 21 年 5 月 27 日付「定款の一部変更及び全部取得条項付普通株式の取得に関するお知らせ」(以下「平成 21 年 5 月 27 日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、本日、当社定款の一部変更及び当社の全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の取得について、臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)ならびに普通株主様による種類株主総会(以下「本種類株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、下記のとおり、いずれも承認可決されましたので、お知らせいたします。

なお、承認可決されたことにより、当社普通株式は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の上場廃止基準に該当することとなりますので、当社普通株式は、平成 21 年 6 月 24 日から平成 21 年 7 月 23 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 21 年 7 月 24 日をもって上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社普通株式を東京証券取引所において取引することはできません。

記

I. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の内容

当社は、平成 21 年 5 月 27 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式(下記において定義します。)の取得について必要なご承認をいただくため、本日、本臨時株主総会及び本種類株主総会を開催いたしました。

- ① 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成 16 年法律第 88 号)が平成 21 年 1 月 5 日に施行されたことに伴い、株券の存在を前提とした規定の削除及びその他所要の変更を行うこと(以下「定款一部変更の件(A)」といいます。)
- ② 定款一部変更の件(A)による変更後の当社定款の一部を変更し、A種種類株式を発行する旨の定めを新設すること(以下「定款一部変更の件(B)」といいます。)
- ③ 定款一部変更の件(A)及び定款一部変更の件(B)による変更後の当社定款の一部を変更し、当社普通株式に、当社が株主総会の決議によってその全部を取得する全部取得条項(以下「全部取得条項」といいます。)を付す旨の定めを新設すること(全部取得条項が付された後の当社普通株式を、以下「全部取得条項付普通株式」といいます。)。全部取得条項付普通株式の内容としては、当社が株主総会の決議によって全部取得条項付普通株式の全部を取得する場合において、全部取得条項付普通株式 1 株と引換えに、A種種類株式

3,780分の1株を交付する旨を定めること（以下「定款一部変更の件（C）」といいます。）。

- ④ 会社法第171条並びに定款一部変更の件（A）、定款一部変更の件（B）及び定款一部変更の件（C）による変更後の定款に基づき、全部取得条項付普通株式を有する株主様の有する全部取得条項付普通株式の全部を取得し、これと引換えに、全部取得条項付普通株式1株につきA種種類株式3,780分の1株の割合をもって交付すること。

II. 当社定款の一部変更及び当社による全部取得条項付普通株式の取得に係る議案の承認決議

1. 株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

定款一部変更の件（A）は、本臨時株主総会における第1号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成21年5月27日付当社プレスリリースの「株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件（A）に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

2. 種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

定款一部変更の件（B）は、本臨時株主総会における第2号議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成21年5月27日付当社プレスリリースの「種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件（B）に係る定款変更は、本臨時株主総会の承認可決をもって既に効力が発生しております。

3. 全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C））の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

定款一部変更の件（C）は、本臨時株主総会における第3号議案及び本種類株主総会の議案として付議され、承認可決されました。当該議案に係る定款変更の内容は、平成21年5月27日付当社プレスリリースの「全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C）」に記載のとおりです。

（2）定款変更の効力発生

定款一部変更の件（C）に係る定款変更は、本臨時株主総会及び本種類株主総会の承認可決により、平成21年7月30日に効力が発生いたします。

4. 全部取得条項付普通株式の取得の決定の件の承認決議

（1）承認可決された事項の内容

全部取得条項付普通株式の取得の決定の件は、本臨時株主総会における第4号議案として付議され、承認可決されました。当該議案の内容は、平成21年5月27日付当社プレスリリースの「全部取得条項付普通株式の取得の決定の件」に記載のとおりです。

(2) 全部取得条項付普通株式の取得の効力発生（取得日）

全部取得条項付普通株式の取得の効力発生は、本臨時株主総会の承認可決により、定款一部変更の件（C）にかかる定款の効力が生ずることを条件として、平成 21 年 7 月 30 日に効力が発生します。

よって、全部取得条項付普通株式の取得日は、平成 21 年 7 月 30 日となります。

(3) 全部取得条項付普通株式の取得の実施に関する手続き

全部取得条項付普通株式の取得の効力が発生した場合、株式会社ファーストリテイリング（以下「ファーストリテイリング」といいます。）以外の各株主様に対して取得対価として交付される当社A種種類株式は、1 株未満の端数となる予定です。株主様に対する当社A種種類株式の交付の結果生じる 1 株未満の端数につきましては、その合計数（ただし、会社法第 234 条第 1 項により、その合計数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する株式が、会社法第 234 条の定めに従って売却され、その売却により得られた代金はその端数に応じて株主様に交付されます。かかる売却手続きに関し、当社は、会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社A種種類株式をファーストリテイリングに対して売却することを予定しております。この場合の当社A種種類株式の売却代金につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、各株主様が保有する全部取得条項付普通株式の数に 170,000 円（ファーストリテイリングにより実施された、平成 21 年 1 月 29 日開始に係る当社株券等に対する公開買付けにおける当社普通株式の買付価格）を乗じた金額に相当する金銭を各株主様に対して交付できるような価格に設定することを予定しておりますが、裁判所の許可が得られない場合や、計算上の端数調整が必要な場合などにおいては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

III. 本定款一部変更等の日程の概要

上記定款変更等の概略は以下のとおりです。

臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日公告	平成 21 年 4 月 16 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会基準日	平成 21 年 5 月 1 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会招集に関する取締役会決議	平成 21 年 5 月 27 日
臨時株主総会及び普通株主様による種類株主総会開催	平成 21 年 6 月 23 日
株券の電子化に伴う定款一部変更の件（定款一部変更の件（A））の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日
種類株式発行に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（B））の効力発生日	平成 21 年 6 月 23 日
整理銘柄への指定	平成 21 年 6 月 24 日（予定）
当社普通株式の売買最終日	平成 21 年 7 月 23 日（予定）
当社普通株式の上場廃止日	平成 21 年 7 月 24 日（予定）
全部取得条項に係る定款一部変更の件（定款一部変更の件（C））の効力発生日	平成 21 年 7 月 30 日（予定）
全部取得条項付普通株式全部の取得及び当社A種種類株式交付の効力発生日	平成 21 年 7 月 30 日（予定）

以上